

岐行発第1-66号
令和元年10月25日

会員各位

岐阜県行政書士会業務部
部長 鈴木 泰広
農林部会長 西尾 友宏



岐阜市「農地法申請・届出納税猶予等の同意及び確認書」について（周知）

このたび、岐阜市農業委員会事務局より岐阜県行政書士会あてに、現在農地法許可申請・届出・納税猶予等の際に添付書類として求めてきた農政推進委員の署名・押印が必要となる「農地法申請・届出・納税猶予等の同意及び確認書」（以下確認書という）を廃止する方向で進めているとの内示および周知依頼がありましたのでお知らせします。

岐阜市内が30ほどの地区に分けられて、それぞれの地区を担当する農政推進委員がいるところ、現在各地区で順次廃止の手続が進行中で、すでに廃止された地区もあるが、令和2年1月末までにはすべて廃止される見通しとのことです。すべて廃止された暁にはあらためて通知するとのことです。

会員各位は、岐阜市の農地法許可申請・届出・納税猶予等の業務を行うにあたって、完全に廃止されるまでの間は、申請地の属する地域において確認書が必要か否かを、その都度、岐阜市農業委員会事務局に確認するようにしてください。

以上